

国土入企第 19 号
平成 24 年 10 月 10 日

各省各庁主管担当課長 あて
岩手県主管担当部局長 あて
宮城県主管担当部局長 あて
福島県主管担当部局長 あて
仙台市主管担当部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）においては、今後、復旧・復興工事が更に本格化することが想定されますが、被災地域内だけでは十分な施工体制を確保できないなどの理由により、入札不調が多数発生するようないかなる事態にも十分に配慮する必要があります。

このため、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することを可能とするため、復旧・復興建設工事共同企業体方式（復興 JV）の制度を試行的に実施すべく、「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」（平成 24 年 2 月 29 日付け国土入企第 34、35、36、37 号。以下「当面の取扱い」という。）を通知したところですが、依然として入札不調が多数発生している各発注者においては、更なる入札不調対策として別紙のとおり当面の取扱いを改正したので適切に活用するよう通知いたします。

なお、独立行政法人、特殊法人等を所管する関係府省におかれましては必要に応じて、所管法人に対し、被災三県におかれましては、貴県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対し、更に、所管の法人（市区町村所管のものを含む。）に対しても、この旨通知をお願いします。